

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
ブロック規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下「本協会」という）は、定款第3条第2項に基づき、ブロックの組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(ブロックの設置)

第2条 本協会は、地域組織としてブロックを設置する。

2 ブロックは、主たる事務所を設置する。

(ブロックの区分)

第3条 ブロックの地域区分は、別表1に定める当該地域とする。

2 ブロックは、前項の地域区分に従い、その名称を「一般社団法人 日本建設機械レンタル協会〇〇（別表1の「ブロック」欄に記載の地域名）ブロック」と称さなければならない。

(ブロック規約の策定)

第4条 ブロックは、本規程に基づき、ブロック規約を定めなければならない。

第2章 事業及び目的

(ブロックの事業及び目的)

第5条 ブロックは、本協会定款（以下「定款」という。）第4条に規定する目的の達成とブロックの会員相互の連携を図るため、次の事業を行うものとする。

- (1) 建設機械器具賃貸業に関する調査、研究
- (2) 建設機械器具賃貸業に関する行政施策の協力
- (3) 建設機械器具賃貸業に関する構造改善の推進、指導等に関する事業
- (4) 建設機械器具の賃貸業に関する適正な流通施策の調査、研究
- (5) 建設機械器具の技術開発及びその推進に関する事業
- (6) 可搬形発電機整備技術者の資格認定及び登録に関する事業
- (7) 建設機械レンタル管理士の資格認定及び登録に関する事業
- (8) 建設機械レンタル業者登録制度の認定及び登録に関する事業
- (9) 建設分野特定技能外国人の受入れに関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 ブロックは、本部からの要請に基づき、当該地域会員への広報活動等に協力する。

(ブロックの組織体制)

第6条 ブロックは、組織体制として「支部」もしくは、支部に準ずる地域組織（以下、支部等と言う）を設置することができる。

2 ブロックは、ブロックの事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

第3章 会 員

(ブロックの会員)

第7条 ブロックの会員は、次のとおりとする。

一 ブロック正会員 定款第6条1項1号に定める協会の正会員であって、当該ブロックの地域内に建設機械器具賃貸業の事業所を有する者。

二 ブロック賛助会員 定款第6条1項2号に定める協会の賛助会員であって、当該ブロック地域内で本会の事業を賛助する者。

(入会)

第8条 定款第6条に定める本協会の会員として入会しようとする者は、ブロックないし支部等（正会員として入会しようとする者については、入会申請者の事業所を管轄するブロックないし支部等）の入退会窓口にて、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、入会を申請しなければならない。

2 前1項の入会申込書を受理したブロックないし支部等は、定款第7条3項により、当該入会申請者の適正を理事会にて審査し、その議決を得て、速やかに本協会会長（支部等が行った審査については、当該支部等を管轄するブロック）に報告するものとする。

3 前項に基づき、支部等より入会申請者の適正審査について結果の報告を受けたブロックは、かかる結果を会長に報告するものとする。

4 本協会会長は、ブロックないし支部等の行った適正審査の結果を踏まえて、入会申請者の入会の承認を判断するものとする。

(退会)

第9条 定款10条に基づき本協会を退会しようとする会員（以下、「退会申請者」という。）は、退会申請者の属するブロックないし支部等の入退会窓口にて、別に定める退会届により、退会の1月前までにその旨を申し出なければならない。

2 前項の退会届を受理したブロックないし支部等は、定款第7条3項により、当該退会申請者の退会について理事会で審査し、その議決を得て、速やかに本協会会長（支部等が行った審査については、当該支部等を管轄するブロック）に報告するものとする。

3 前項に基づき、支部等より退会申請者の退会について報告を受けたブロック

は、かかる結果を会長に報告するものとする。

- 4 本協会会長は、ブロックないし支部等の報告を踏まえて、退会申請者の退会の承認を判断するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、本協会の「会費等に関する規程」及び、ブロックないし支部等が細則として定めた「会費等に関する細則」の定めるところにより、入会金及び年会費等（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 ブロックはブロック長及びその他の役員を置く。

- 一 ブロック長 1名
 - 二 副ブロック長 若干名
 - 三 理事 ブロック規約に定める理事定数によるものとする。
 - 四 監事 2名以内
- 2 ブロック長、理事、監事は各1名以上定めるものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条 ブロックの会議は、ブロック総会及びブロック理事会とし、その他の会議は別途定めるものとする。各会議の開催方法は、ブロック規約による。

- 2 ブロック総会はブロック正会員によって構成され、ブロック正会員が議決権を持つものとする。
- 3 ブロック総会での議決権の行使の方法は、ブロック規約による。

第5章 資産及び会計

(資産)

第13条 ブロックの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、ブロック長が管理するものとする。

- 一 入会金及び会費
- 二 独自で行う事業収入
- 三 その他

(経費)

第14条 ブロックの経費は、当該ブロックの資産を持って支弁する。

(資産管理及び会計処理)

第15条 ブロックの資産管理及び会計処理は、公益法人会計基準（平成20年4月11日、内閣府 公益認定等委員会）に基づき、本部・ブロック統一会計システムにより、日々処理に努めなければならない。

（事業計画及び予算）

第16条 ブロック長は、毎事業年度終了後、速やかに当該ブロックの事業計画及び予算を作成し、ブロック理事会、ブロック総会にて決議するものとする。

（事業報告及び決算）

第17条 ブロック長は、毎事業年度終了後、速やかに当該ブロックの事業報告及び決算について事業報告等の書類を作成し、ブロック理事会、ブロック総会にて決議するものとする。

（ブロック報告）

第18条 ブロック長は、ブロック総会にて議決された事項および、ブロック理事会で議決された事項を本部に報告するものとする。

（事業年度）

第19条 ブロックの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事務局

（事務局）

第20条 ブロックは、事務局を置き職員を配置することができる。

2 事務局職員の任免は、ブロック長が行うものとする。

3 事務局に関し必要な事項は、当該ブロック理事会の議決を経てブロック長が定めるものとする。但し、労務関係の事項については、労働安全衛生法等の法令を遵守すると共に、公序良俗に反することのないように努めなければならない。

第7章 雑則

（規程に定めのない事項の取扱い）

第21条 この規程に定めのない事項については、本協会理事会の決議に従うものとする。

（規程の改廃）

第22条 この規程の改廃は、本協会理事会の決議により行う。

附則

1. 本規程は令和5年4月1日から適用する。

2. 支部に関する規程（平成28年4月1日制定）は、廃止する。

別表1：地域ブロック区分

ブロック	所属地域
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県
関東	東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県
北陸	新潟県、石川県、富山県、福井県
中部	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
関西	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県
中国	広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県